

ここが知りたい!新規制基準 Q & A

Q 断層(破碎帯)か活断層かを、
どうやって判断するの?



A 地形学や地質学、地球物理学など、さまざまな観点から調査を行い、
総合的に判断することが必要です。

地下のプレートが動く地殻変動などによって、押したり引いたりする力が加わることで、地下の地層や岩盤がずれ動いた跡が「断層」です。そのなかで、過去にくり返し動き、将来も動く可能性がある断層を「活断層」といい、地震を起こしたり地表に大きなずれを生じさせたりする可能性があります。

新規制基準では、安全上重要な施設は将来活動する可能性がある活断層のない地盤に設置することを求めています。

この活断層の調査について、国の耐震指針では、敷地からの距離に応じて、地形学・地質学・地球物理学的手法などを総合して実施することとしています。

地形学的手法は活断層を見つけるための手法で、空中写真を観察して平坦地の段差などをチェックする「空中写真判読」や、地面に溝(トレンチ)を掘って断層活動の履歴を調べる「トレンチ調査」などがあります。

地質学的手法は、活断層の位置や形状、活動度などを調べるため、活断層周辺を掘って観察し確認する手法です。そして、地球物理学的手法は地下構造を推定するための手法で、起振車などの振動源から人工的な地震波を放射し、その反射波から地下の構造を把握する「反射法地震探査」などがあります。

■活断層調査の例

